

企画競争実施の公示

令和6年 4月 5日
観光庁 国際観光部 参事官（国際関係）
久保 麻紀子

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名 海外教育旅行の導入及びプログラム開発の付加価値向上支援に関する事務局運営業務

(2) 業務内容

アウトバウンドの促進は、日本人の国際感覚の向上や国際間の相互理解の増進につながり、なかでも海外教育旅行は若者の海外への関心を高め、中長期的なアウトバウンドの増加に寄与する。また、今後、海外教育旅行の裾野拡大にむけて、新たに導入を検討する学校や地方公共団体の掘り起こしを図る必要がある。

本事業においては、学校や地方公共団体等における海外教育旅行のプログラム開発の促進として、導入に意欲のある学校・地方公共団体等と旅行事業者とのマッチングや、優良な海外教育旅行プログラムの開発を行う。また、その普及啓発活動として、プログラム開発の実施結果をとりまとめ、シンポジウムの開催やウェブサイトでの情報発信、各種ルートを通じた周知を行う。

特に、国際的な潮流を踏まえ、教育的にも付加価値の高い海外教育旅行プログラム開発に向け、学校又は地方公共団体と旅行事業者の連携を促進するマッチングを実施するほか、両者の連携による付加価値の高い海外教育旅行プログラム企画について公募を行い、選定・採択後のプログラム開発の過程で翌年度以降の商品化に向けたサポートを実施することで、海外教育旅行に携わる旅行事業者の企画・開発力の向上と、海外教育旅行に取り組む学校や地方公共団体の裾野の拡大を図る。

(3) 履行期限 令和7年3月21日（金）

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続き等

(1) 担当課等

観光庁 国際観光部 参事官（国際関係）付 寺田、宮坂、久保田
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館15階
電話：03-5253-8922 電子メール：hqt-jta-outbound@gxb.mlit.go.jp

(2) 企画説明書の交付期間及び方法

令和6年4月5日（金）から令和6年5月14日（火）(1)に同じ

(3) 企画提案書の提出期限及び方法

原則として電子メールにより提出すること。

令和6年5月15日（水）17時00分（1）に同じ

(4) 説明会実施の有無、日時及び場所

無

(5) 企画提案に関するプレゼンテーション実施の有無、日時及び場所

必要に応じて行う場合がある。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争委員会に提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき開示請求があった

場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。
 - ① 特定した企画提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ② 企画競争参加者毎・評価項目毎の評価得点及び合計点
- (9) その他の詳細は企画競争説明書による。